2　身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第九項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　略］

（身体検査令状の記載要件等・法第二百十九条）

第百五十七条　身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載し、又は記録しなければならない。

（逮捕状等の返還に関する記載等）

第百五十七条の二　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載し、又は記録しなければならない。

一　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状が書面による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨

二　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状が電磁的記録による場合　有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちに検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状又は同項の令状を消去する措置並びに逮捕状又は同項の令状に記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

2　逮捕状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載し、又は記録しなければならない。

一　逮捕状に代わるものが書面による場合　逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨

二　逮捕状に代わるものが電磁的記録による場合　逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに検察官及び検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から逮捕状に代わるものを消去する措置並びに逮捕状に代わるものに記録された事項を印刷し又は複写した書面又は電磁的記録がある場合にはこれらを廃棄し又は消去する措置をとり、かつ、これらの措置をとつた旨を記録した電磁的記録を裁判官に提出しなければならない旨

3　第百四十六条の規定により発した逮捕状又は逮捕状に代わるものには、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項をも記載しなければならない。

一　逮捕状を数通発した場合　逮捕状により逮捕をした場合には、遅滞なく当該逮捕状以外の逮捕状を返還しなければならない旨

二　逮捕状に代わるものを数通発した場合　逮捕状により逮捕をした場合には、遅滞なく示した逮捕状に代わるもの以外の逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨

（法第二百十八条第一項の令状の記載要件等・法第二百十九条）

第百五十七条の三　法第二百十九条第一項第二号の裁判所の規則で定める措置は、検察官、検察事務官又は司法警察職員の使用に係る電子計算機及び記録媒体から法第二百十八条第一項の令状を消去することのほか、同項の令状に記録された事項を印刷し、又は複写した書面又は電磁的記録がある場合には、これらを廃棄し、又は消去する措置とする。

2　身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第八項に規定する事項を記載しなければならない。

［3　同上］

（身体検査令状の記載要件・法第二百十九条）

第百五十七条　身体検査令状には、正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは過料又は刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（逮捕状等の返還に関する記載）

第百五十七条の二　逮捕状又は法第二百十八条第一項の令状には、有効期間内であつても、その必要がなくなつたときは、直ちにこれを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

［新設］

2　逮捕状に代わるものには、逮捕状の有効期間内であつても、逮捕の必要がなくなつたときは、直ちに逮捕状に代わるものを返還しなければならない旨をも記載しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］